

令和5年分 予定納税について

税務署



この説明書は、予定納税が必要な方に対して、予定納税額の計算や減額申請の手続など、予定納税に関する一般的な事項を説明したものです。

確定申告では、予定納税額の記載を忘れずに！！

令和5年分の確定申告の際には、今回通知した予定納税額の合計欄の金額を確定申告書に忘れずに記載して申告してください。

詳しくは、2ページをご確認ください。

目次

I	予定納税について・・・・・・・・・・・・・・・・	3ページ
II	予定納税額の納付について・・・・・・・・	4ページ
III	予定納税額の減額申請について・・・・・・・・	6ページ
IV	令和5年分 所得税の税額表等・・・・・・・・	8ページ

- 国税に関するご相談・ご質問は電話相談センターをご利用ください。
- 電話相談センターのご利用は、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) では、税に関する様々な情報を提供しています。
- この説明書は、令和5年5月1日現在の法令に基づいています。



国税庁ホームページはこちら

～お知らせ～

令和5年分の確定申告の際には、今回通知した「**予定納税額**」を忘れずに記載してください

令和5年分の確定申告※1において、予定納税額の通知書の予定納税額の合計欄の金額※2を確定申告書に記載し、申告する必要があります。

※1 令和5年分の確定申告の相談と申告書の受付は、令和6年2月16日（金）から令和6年3月15日（金）までです。

※2 減額申請書を提出して承認された場合は、減額後の金額となります。

税務署から送付される「**予定納税額の通知書**」の表示例

〇〇市△△町×-××-×

国税 太郎 様

令和5年6月15日 税務署長

令和5年分 所得税及び復興特別所得税の**予定納税額の通知書**（一般用）

第1期分	60,600 円
第2期分	60,600
合計	121,200

予定納税基準額 181,800 円

振替納税利用
金融機関名 〇〇銀行△△支店

●予定納税について
あなたの令和5年分の**予定納税基準額**及び**予定納税額**（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。
予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の①の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和5年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

●予定納税額の納付について

確定申告書への記載例

納税者 XXX-XXXX 個人番号 XXXXXXXXXX 生年 3 5 3 1 1 1 6

〇〇市△△町×-××-× フリガナ コクセ イ タロウ

氏名 国税 太郎

収入金額等	事業 営業等 36542800	配当 2860000	所得控除 1841000	平均課税対象金額	107900
所得金額	34701800	1841000	3866	121200	121200
納税額					
確定申告書の課税額					
支払額					
決定額					
納税額					
確定申告書の納税額					
決定額					
納税額					
確定申告書の納税額					
決定額					
納税額					
確定申告書の納税額					
決定額					
納税額					
確定申告書の納税額					
決定額					
納税額					
確定申告書の納税額					
決定額					
納税額					
確定申告書の納税額					
決定額					
納税額					
確定申告書の納税額					
決定額					
納税額					
確定申告書の納税額					
決定額					

予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

（45）(46)-(47)-(48) (49)

予定納税額 (第1期分・第2期分) 50 121200

※確定申告書のイメージです。実際の様式と異なる場合があります。

I 予定納税について

予定納税とは、一定の要件を満たす方が、令和5年（以下「本年」といいます。）分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。

1 予定納税

予定納税は、予定納税基準額が15万円以上となる方について、その方が一時に税金を納付した場合の負担感を緩和することや、国の歳入を平準化する目的から、法令の規定上、本年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないとされている制度です。

確定申告において、確定申告書で計算した本年分の税額から予定納税額を差し引くことで、税額の過不足分を精算することになります。

2 予定納税基準額

予定納税基準額は、原則として、本年の5月15日現在で確定している令和4年（以下「前年」といいます。）分の所得税等の申告納税額と同じ金額になります。

ただし、次の(1)～(3)に該当する場合には、予定納税額の通知書の「予定納税基準額の計算の基礎」において計算した金額が予定納税基準額となります。

- (1) 前年分の所得金額のうち、山林所得や退職所得などの分離課税の所得（上場株式等の配当所得等を除きます。）や譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得が含まれている場合
- (2) 前年分の確定申告において、外国税額控除の適用を受けている場合
- (3) 前年分の確定申告において、災害減免法に基づく所得税の軽減免除の適用を受けている場合

3 予定納税額（第1期分・第2期分）

予定納税額は、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分及び第2期分として2回納付することになります。

4 特別農業所得者の特例

特別農業所得者の方の予定納税額については、予定納税基準額の2分の1の金額を、第2期分として1回のみ納付することとされています。

II 予定納税額の納付について

予定納税額は、納付の期限までに納付していただく必要があります。
納付期間等について、以下のとおりご案内します。

1 振替納税をご利用の方

予定納税について、振替納税をご利用の方は、

- 第1期分は令和5年7月31日
- 第2期分は令和5年11月30日

に、あなたが指定した金融機関（予定納税額の通知書の「振替納税利用金融機関名」欄に記載された金融機関）の預貯金口座から自動的に引き落とされます。

確実に振替納税できるよう、前日までに預貯金残高をご確認ください。

- ※ 振替納税では、領収証書は発行されません。
- ※ 転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税（変更）の手続きが必要となります。

なお、転居等により所轄税務署が変わった方で、①所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表の「振替継続希望」欄に○を記入して提出している場合、又は②異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」又は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出している場合は、新たに振替納税の手続きは不要です。

2 振替納税をご利用でない方

予定納税について、振替納税をご利用でない方は、

- 第1期分は令和5年7月1日から同年7月31日まで
- 第2期分は令和5年11月1日から同年11月30日まで

の期間内に、同封の納付書で最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください（第2期分の納付書については後日送付します。）。

- ※ 土・日・祝日等は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。
- ※ 振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされる便利な制度です。振替依頼書を提出いただくだけでご利用になれますので、是非ご利用ください。振替依頼書は、オンライン（e-Tax）により提出することが可能（金融機関届出印や電子証明書は不要です。）です。書面でご提出の場合は、国税庁ホームページからダウンロード又は税務署窓口に備付けの振替依頼書に必要事項をご記入の上、所轄税務署又は金融機関に提出し

てください。詳しくは、国税庁ホームページの「申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税（個人事業主）の振替納税手続による納付」（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24100020.htm>）をご覧ください。



左記のサイトは上のコードからもご覧になれます。

※ 納付に当たっては、電子納税やインターネットを利用したクレジットカード納付を利用することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>）をご覧ください。



左記のサイトは上のコードからもご覧になれます。

※ 第1期分又は第2期分の予定納税額が30万円以下の場合、同封のバーコード付納付書によりコンビニエンスストアで納付できます。

3 予定納税額が納付できなかった場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方の残高不足等により引き落とされなかった場合は、それぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。このような場合は、金融機関又は税務署の窓口で、本税と併せて下の表で計算した延滞税を納付してください。

(注) 災害等により、予定納税額の納期限が延長された場合は異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

●延滞税の割合

区 分	納 付 日	延滞税の割合
第1期分 (7月)	令和5年8月1日から同年9月30日まで	年2.4%
	令和5年10月1日から同年12月31日まで	年8.7%
	令和6年1月1日以後	(注1)
第2期分 (11月)	令和5年12月1日から同年12月31日まで	年2.4%
	令和6年1月1日から同年1月31日まで	(注2)
	令和6年2月1日以後	(注1)

(注)1 年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合

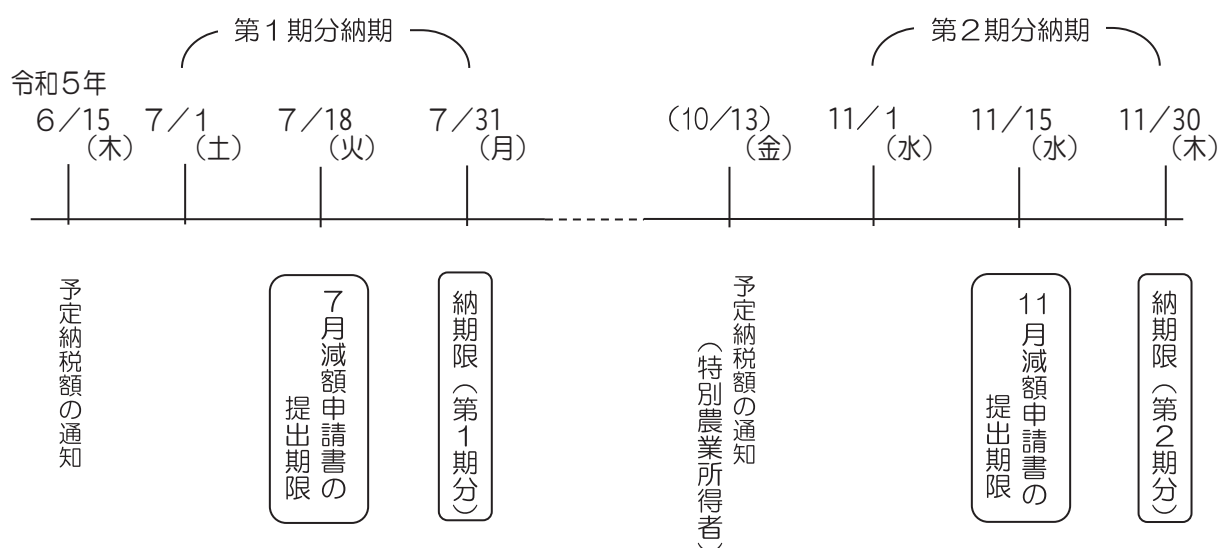
2 年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合

※ 延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

Ⅲ 予定納税額の減額申請について

予定納税が必要な方のうち、廃業、休業、災害などのため、本年分の所得に対する税金が、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる方は、予定納税額の減額を税務署に申請することができます。

※予定納税額の納期限及び減額申請書の提出期限



1 予定納税額の減額申請ができる場合

例えば、次のような場合で、本年分の申告納税見積額が、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

- (1) 廃業や休業、失業をした場合
- (2) 業況不振などのため、本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる場合
- (3) 災害や盗難、横領により事業用資産や山林に損害を受けた場合
- (4) 次の①から⑤のように、本年分の所得控除額や税額控除額が前年分と比較して増加する場合
 - ① 災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けたなどにより雑損控除を受けられる場合
 - ② 多額の医療費を支出したため、医療費控除を新たに受けられる場合や前年よりも医療費控除額が増加する場合
 - ③ 配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除を新たに受けられる場合や、これらの控除の対象となる人が増加した場合
 - ④ 社会保険料控除や小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除の控除額が増加する場合や、一定の寄附金を支出したため寄

附金控除を受けられる場合

- ⑤ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除や政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅等新築等特別税額控除などを新たに受けられる場合や、これらの控除額が増加する場合
なお、(1)~(4)以外の場合であっても、特殊な事情が生じたことにより、予定納税額の減額を申請することができる場合があります。

2 減額申請の手続

「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月(11月)減額申請書」(以下「減額申請書」といいます。)を作成の上、以下の提出期限までに税務署へ提出してください(減額申請書は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/O2.htm>)からダウンロードできます。)



左記のサイトは上のコードからもご覧になれます。

(1) 7月の減額申請

本年6月30日の現況により、申告納税見積額を計算し、令和5年7月18日(火)までに、減額申請書を提出してください。

(2) 11月の減額申請

本年10月31日の現況により、申告納税見積額を計算し、令和5年11月15日(水)までに、減額申請書を提出してください。

※ 申告納税見積額の計算方法については、減額申請書の裏面をご覧ください。

3 災害減免法による減額申請

次の要件の全てに該当する場合に、災害減免法による減額申請ができます。

- ① 前年7月1日以後の震災、風水害、火災などの災害により、住宅や家財に損害を受けたこと。
 - ② その損害額(保険金などで補填される金額を除きます。)が住宅や家財の価額(時価)の2分の1以上であること。
 - ③ 本年分の所得金額が1,000万円以下であると見込まれること。
- この減額申請は、災害を受けた日から2か月以内に行ってください。

4 減額申請に対する承認等の通知

減額申請書を提出された場合には、税務署において、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定して書面でお知らせします。

※ 令和5年分から、予定納税額の減額申請書をe-Taxで提出される方のうち、税務署から送付される減額申請の承認通知書等の「電子交付」を希望した方については、減額申請の承認通知書等をe-Taxにより受け取ることができるようになりました。

詳しくは、別添のリーフレットをご覧ください。

Ⅳ 令和5年分 所得税の税額表等

以下の表は減額申請書を作成する際の参考としてください。

◎ 給与所得の速算表

下記の「所得金額調整控除」の適用がある場合には、その適用後の金額を減額申請書に記載してください。

給与等の収入 金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
550,999 円まで		0円	円	円	給与等の収入金額 の合計額を「4」 で割って千円未満 の端数を切り捨て てください。 (算出金額：A)	$A \times 2.4$ + 100,000 円
円	円	給与等の収入金額の合計 額から 550,000 円を 控除した金額	1,628,000	1,799,999		$A \times 2.8$ - 80,000 円
551,000	1,618,999		1,800,000	3,599,999		
1,619,000	1,619,999	1,069,000 円	3,600,000	6,599,999		$A \times 3.2$ - 440,000 円
1,620,000	1,621,999	1,070,000 円				
1,622,000	1,623,999	1,072,000 円	6,600,000	8,499,999		収入金額 $\times 0.9$ - 1,100,000 円
1,624,000	1,627,999	1,074,000 円	8,500,000 円以上			収入金額 - 1,950,000 円

《計算例》「給与等の収入金額の合計額」が 5,812,500 円の場合の給与所得の金額

- ① $5,812,500 \text{ 円} \div 4 = 1,453,125 \text{ 円}$
- ② 1,453,125 円の千円未満の端数を切り捨てる → 1,453,000 円…A
- ③ $1,453,000 \text{ 円} \times 3.2 - 440,000 \text{ 円} = \underline{4,209,600 \text{ 円}}$

◎ 所得金額調整控除

① 給与等の収入金額の合計額が 850 万円を超える場合の所得金額調整控除

給与等の収入金額の合計額が 850 万円を超える場合で、以下の場合に該当するときの総所得金額の計算においては、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%相当額を、給与所得の金額から控除します。

- ・ ご本人が特別障害者に該当する場合
- ・ 年齢 23 歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する場合

② 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある場合の所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるときの総所得金額の計算においては、給与所得控除後の給与等の金額（10 万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円を限度）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除します。

◎ 公的年金等に係る雑所得の速算表

※ 以下の速算表で求めた金額が「0円」を下回る場合には、「0円」となります。

年齢区分	A 公的年金等の 収入金額の合計額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
昭 和 三 十 四 年 一 月 二 日 以 後 に 生 ま れ た 方	～1,299,999円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
昭 和 三 十 四 年 一 月 一 日 以 前 に 生 ま れ た 方	～3,299,999円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

(注) 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額には、8ページで計算した給与所得の金額(所得金額調整控除の①「給与等の収入金額の合計額が850万円を超える場合の所得金額調整控除」の適用がある場合には、その適用後の金額)を含みます。

《計算例》昭和34年1月2日以後に生まれた方で、「公的年金等の収入金額の合計額」が3,000,000円であり、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が10,000,000円以下である場合の公的年金等に係る雑所得の金額

$$3,000,000 \text{円} \times 0.75 - 275,000 \text{円} = \underline{1,975,000 \text{円}}$$

◎ 所得税の税額表 [求める税額=A×B-C]

A 課税される所得金額		B 税率	C 控除額
1,000 円から	1,949,000 円まで	5 %	0 円
1,950,000 円から	3,299,000 円まで	10 %	97,500 円
3,300,000 円から	6,949,000 円まで	20 %	427,500 円
6,950,000 円から	8,999,000 円まで	23 %	636,000 円
9,000,000 円から	17,999,000 円まで	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円から	39,999,000 円まで	40 %	2,796,000 円
40,000,000円以上		45 %	4,796,000 円

(注) 変動所得や臨時所得に対する平均課税の適用を受ける場合の調整所得に対する税額もこの表で計算します。

《計算例》 「課税される所得金額」が650万円の場合の税額

$$6,500,000円 \times 0.2 - 427,500円 = \underline{872,500円}$$

◎ 山林所得に対する所得税の税額表 [求める税額=A×B-C]

A 課税される山林所得金額		B 税率	C 控除額
1,000 円から	9,749,000 円まで	5 %	0 円
9,750,000 円から	16,499,000 円まで	10 %	487,500 円
16,500,000 円から	34,749,000 円まで	20 %	2,137,500 円
34,750,000 円から	44,999,000 円まで	23 %	3,180,000 円
45,000,000 円から	89,999,000 円まで	33 %	7,680,000 円
90,000,000 円から	199,999,000 円まで	40 %	13,980,000 円
200,000,000円以上		45 %	23,980,000 円

《計算例》 「課税される山林所得金額」が4,000万円の場合の税額

$$40,000,000円 \times 0.23 - 3,180,000円 = \underline{6,020,000円}$$

国税庁ホームページでは、「予定納税額の通知書」の概要を英語でご案内しています。

On National Tax Agency website, we provide an overview of “Notice of the amount of estimated tax prepayment” .

URL: https://www.nta.go.jp/english/taxes/main_notifications/index.htm



左記のサイトは上のコードからもご覧になれます。

さあ 自宅で e-Tax!

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー から

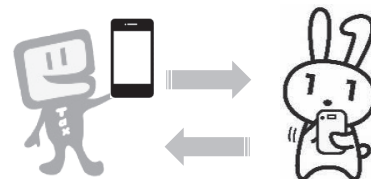
自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間
を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



スマホ申告



医療費控除



マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！



確定申告 動画



予定納税額等の通知書が e-Taxで受け取れます！

※予定納税額の減額申請に係る通知書を含みます。

＼ 手続も簡単♪是非ご利用ください！ ／

STEP 1



申告書等を作成する際に
「e-Taxによる通知」を希望

※e-Taxによる提出のみ

STEP 2



予定納税額等の通知書が、
e-Taxの「通知書等一覧」
に格納されます

STEP 3



スマホやパソコンから予定納税額等
を確認することができます♪

税務署からの次の通知等についても電子受取が可能です。

- ① 住宅借入金等特別控除証明書
- ② 更正の請求に係る通知書
(更正通知書、更正すべき理由がない旨の通知書)
- ③ 加算税の賦課決定通知書

詳しくは、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp/kakunin/index.htm>) をご覧ください。



e-Taxホームページ
はこちら